

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

神 川 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 神川町地域

(1) 現況

町は、埼玉県の西北部に位置し、南部は秩父山地に連なる山間部で、北東部に向かって次第に平坦となり、群馬県藤岡市に接した神流川に沿うように関東平野へと広がっている。

農業生産形態は施設野菜、露地野菜、畜産及び米麦を中心とした西部地域、
植木、果樹、酪農、露地野菜及び米麦が中心の東部地域、
花き(切花)、観葉植物、畜産 及び米麦を主とした南部地域に大別される。

今後は、農産物の需要動向に応じた農業生産の再編成に向け、担い手を中心とした規模拡大や生産組織の育成等を通じ、地域農業集団や生産組織の活発な活動を展開し、各農家の経営の意向を考慮し農地の流動化のために集落ぐるみで土地利用を計画し、従来の作物の定着化及び新作物の導入を図り農業生産の安定向上、さらに環境負荷軽減の取組みも図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	神川町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

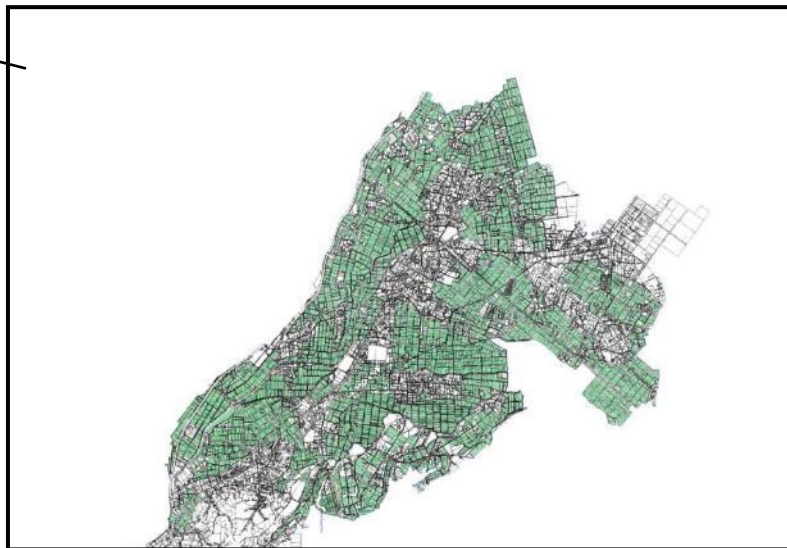
設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

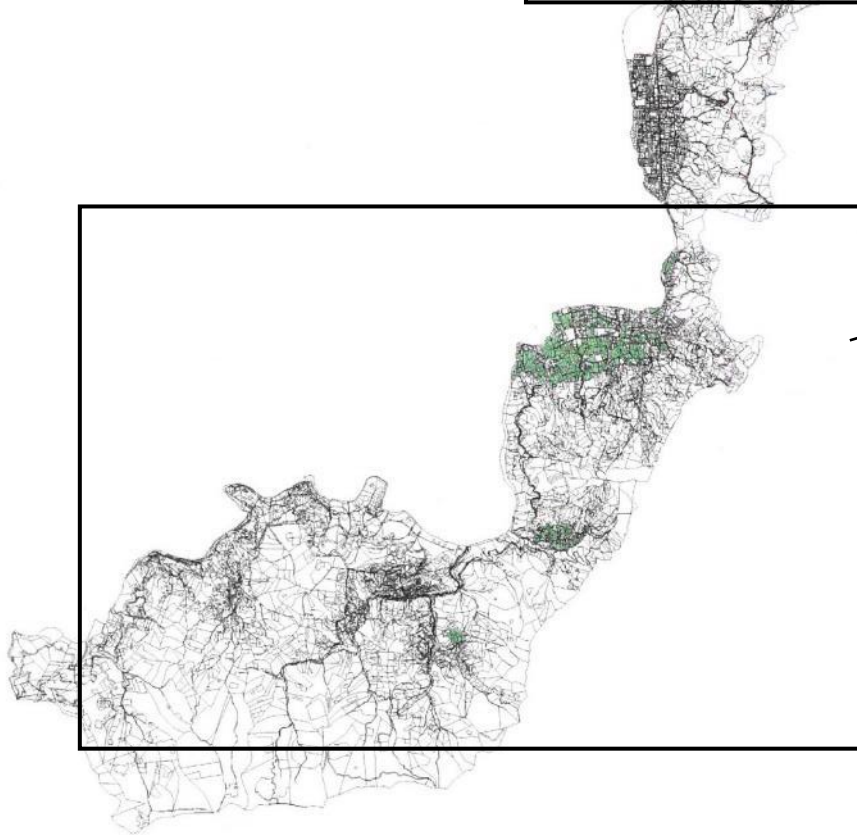
特になし。

促進計画の区域

神川町地域
(丹荘、青柳地区)



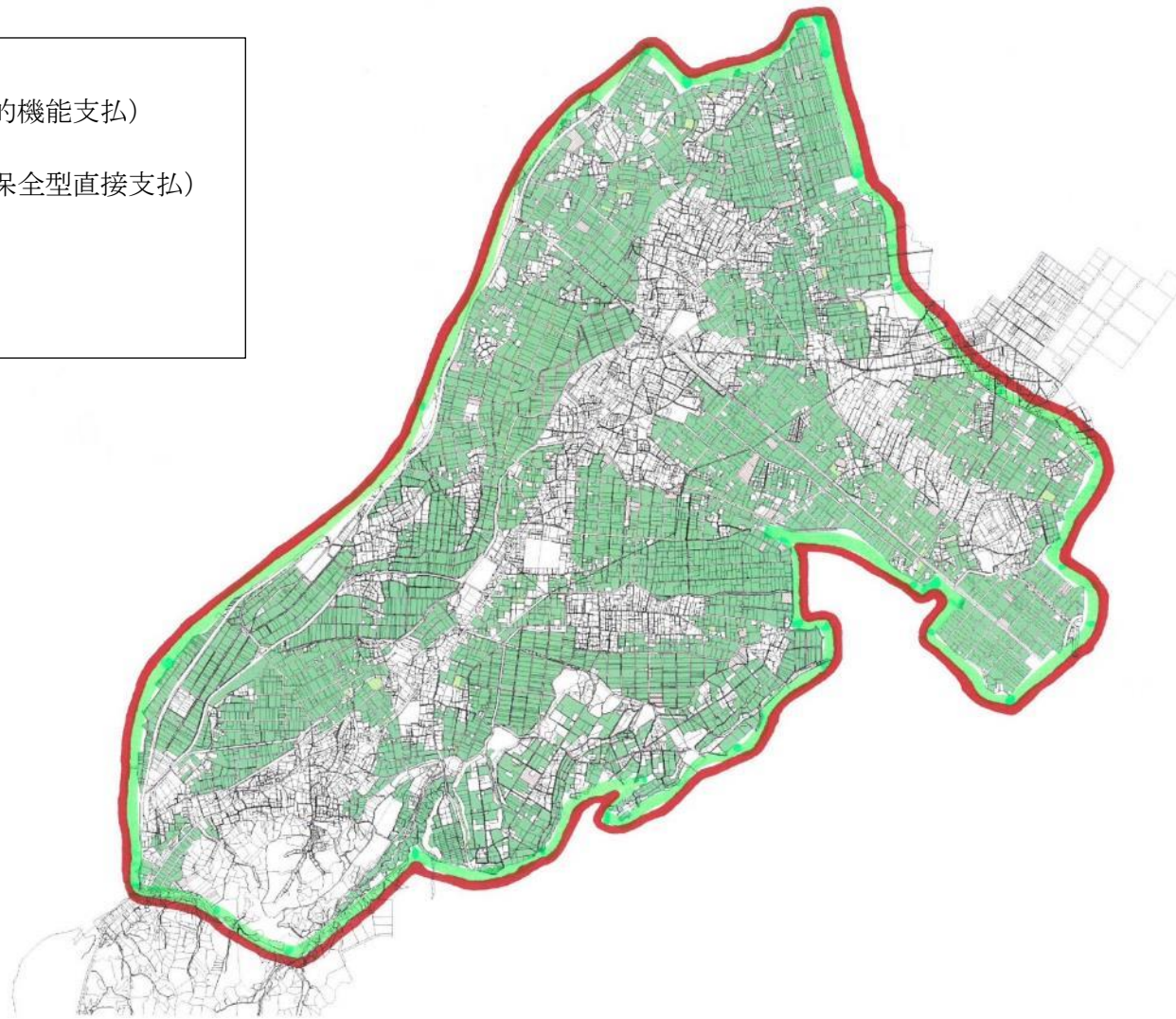
神川町地域
(旧神泉地区)



神川町地域
(丹莊、青柳地区)

凡例

-  1号事業（多面的機能支払）
農用地区域
-  3号事業（環境保全型直接支払）
農業振興地域
-  農振農用地



神川町地域
(旧神泉地区)

凡例

-  1号事業（多面的機能支払）
農用地区域（阿久原地区のみ）
-  3号事業（環境保全型直接支払）
農業振興地域
-  農振農用地

1、3号重複

